



SIA

海外
ビジネス
レポート



A

Shanghai Representative Office



中国における外国人の就労環境



はじめに

2016年は英国のEU離脱決定、米国のトランプ大統領誕生など想定外ともいえる事象が相次ぎ国際情勢が大きく動いた一年でした。両国をはじめとする各地で、難民や移民、外国人労働者の増加が国民の雇用、治安、税負担や社会保障へ与える影響についての議論が巻き起こりましたが、すでに世界中の企業が進出し、昨年延べ七千六百万人の外国人が出入国をした中国でも外国人労働者に対する政策に動きがありました。

外国人の永住権取得を推進

中国では、2004年に「外国人の中国における永住審査認定管理弁法」が発令されました。当時は高度経済成長を加速させるために外国企業への様々な優遇政策を打ち出し、グローバル化、市場経済化を推し進めていた時期です。外国の高度な人材を集めようと永住権資格（以下「グリーンカード」）の発給が開始され、グリーンカードを持つ外国人は居住期間の制限が緩和され、かつビザなしでの出入国も可能となりましたが、発給には

数千万円規模の投資実績や事業・研究での高い実績、中国への際立った貢献が求められるなど発給要件がとても厳しく、10年間で延べ七千四百人程度の申請にとどまりました。うち半数が中国から他国に移住した華僑（外国籍を持つ中国人）であるといわれており、実質的な外国人永住者はさらに少なくなります。

優秀な外国人の定住をもっと増やそうと、上海市では2015年7月にグリーンカードの発給要件の見直しを行いました。就労者を例にとると、上海での勤続年数が4年以上、毎年累計で6か月以上居住していることや

安定した収入および納税実績があれば、勤務先の推薦を得てグリーンカードを申請することができます。（図①）能力の高い外国人人材を積極的に受け入れることで都市の魅力を高め、グローバル企業の育成や革新的な産業の発展を推し進めたい意図がうかがえます。また中国政府も2016年2月の「外国人永住サービス管理の強化に関する意見」の中で、外国人の永住制度について全面的な見直しを行うと発表しました。今後、全国的にグリーンカードの発給要件の緩和や出入国、生活面での待遇改善などを具体的に定めていくとし、先に発表され



【図①】上海市の永住権申請条件(就労人員)

- ① 連続して4年間上海で就労し、かつ毎年6か月以上居住している
- ② 連続4年間の税引き前年収が60万人民元(約1千万円)を越えている
- ③ 毎年の個人所得税の納税額が12万人民元(約200万円)を越えている
- ④ 勤務先企業の推薦がある

(出所)上海市出入国管理局HPより

た上海や北京の制度改革についても認める意向を示しました。

中国には約60万人の外国人(香港、マカオ、台湾からの入国者を含めると約百万人)が生活しており、うち約24万人が就業証を取得して働いています。1990年代から外国企業の進出が本格化したため、滞在年数が10年、20年といったベテラン駐在員も珍しいものではなくりました。駐在員は毎年、居留許可や就労許可の更新手続

が必要であり、60歳を超えると原則就労許可が下りないといった問題点もあります。グリーンカードの発給要件の緩和は就労手続きを円滑に行いたい外国企業にとってもメリットがあり、海外の優れた人材を呼び込み、高い技術や能力を定着させたい中国の政策に対して前向きに取り組む姿勢をアピールできる機会でもあると考えられます。

既に百万人を超える外国人が働く日本でも今年1月に永住権の取得要件を緩和する方針が発表されたように、外国人高度人材のニーズは高まっているといえます。

外国人の就労管理制度の変更

一方で、今年の4月から導入される新しい外国人の就労管理制度が注目を集めています。昨年9月に国家外国専門家局が発表した「外国人来中就労許可制度試験実施法案の通知」に基づき実施されるもので、昨年10月から北京市、天津市、河北省、上海市、安徽省、山東省、広東省、四川省、雲

南省、寧夏回族自治区の各地域で試験的に導入されました。

この制度は大きく分けると二つのポイントがあります。一つ目は、「就労許可手続きの適正化、簡素化」です。(図②)そして二つ目は、外国人就労者を能力や年齢などに応じて「A類」「B類」「C類」のランクに分類し、それぞれの分類に応じて就労に優遇や制限を設けるというものです。(図③および④)

一つ目の「就労許可手続きの適正化、簡素化」について説明します。従来就労許可の手続きは一般就労者と専門技術者によって審査機関や認定証書の種類が異なっていました。また申請書類などが重複し、各地域により認可基準に差があるなどの問題があったため、申請窓口を一本化、全国共通のオンライン申請手続きを実施し証書についても統一されます。また情報の共有や管理態勢を改善させるため、外国人全てに個人番号が付与されることになります。就労審査プロセスが簡素化される一方で、申請書類が変わるものもあり、新たに加わった「無犯罪記録証明」は中国の日本領

事館へ発行申請することが可能ですが、発行までに2〜3か月程度かかるため、新制度開始以降に駐在員が更新する際はスケジュールに注意が必要です。スケジュールに余裕がないなど場合によっては日本国内の警察署へ直接申請するケースも想定されます。全体的には重複する資料が削減され、地域による手続きの違いも解消される一方で、無犯罪記録など個人の信用情報のチェックが厳格化され、個人番号の付与により管理も強化されるものと思われます。

外国人就労者のランク付け

今回の制度改革で、最も注目されているものは、二つ目の外国人就労者のランク分けです。外国人就労者は、中国が求める高度人材にあてはまるかどうか、あるいは細かく設定されたポイントの合計点などに基づいてA類(ハイレベル人材)、B類(専門人材)C類(一般人材)の3つに分類されます。この分類によってA類かB類の基準に満たない外国人や、C類に該当する外

国人は就労許可が下りない、もしくは厳しく制限される可能性があります。

A類は、非常に高い条件を満たすことが要求され、例をあげると、国際的に認められた賞（ノーベル賞など）を持つ外国人や、米フォーチュン誌で選ばれた世界500強企業の管理者経験があること、優れた技術をもつベンチャー企業の創業者、「点数評価制度」に基づき計算した点数が85点以上であることなどのいずれかに該当することが必要なため、対象者は限られています。A類に該当する外国人は、年齢による制限もなく、審査期間の短縮や無犯罪記録証明の宣誓制などの優遇措置が取られることが考えられます。

そして中国に駐在する我々外国人の多くが対象となるのがB類です。B類の対象となる外国人の就労の可否については、市場の需要に基づきコントロールするとされており、基本的には就労許可が下りるものと考えられます。対象となるのは以下の①から⑤のいずれかに該当する人材です。①学士以上（大学卒業）および2年以上の業務経験があり、かつ、特殊領域（教育、科学研究、出版、文化、芸術、スポーツ

など）に従事する管理人員や専門技術人員、国外企業から派遣された中層以上の職位を持つ人員もしくは中国代表機構の首席代表・代表、政府間協議や国際組織間協議で合意した人員、など②中国国内の高等教育機関で修士以上の学位を取得した卒業生③国外のランキングトップ100の大学で修士以上の学位を得た卒業生（日本では東京大学、京都大学、大阪大学、名古屋大学）④外国語教育人材で学士取得と2年の教務経験がある者⑤「点数評価制度」で60点以上の人材。

董事長、総経理、副総経理（現地法人の社長や総責任者もしくはそれに次ぐ役職）で大卒資格があれば、現状上海では基本的な問題はないと思われますが、大卒資格、2年の業務経験がなく、⑤の「点数評価制度」でのポイントが60点に満たない場合は新たな就労や更新が許可されない可能性があります。また基準を満たしても60歳を超える場合は許可されないという一方で、実務の手引きの中では、業務経験、学歴、年齢制限は確実に必要とされる人材等の場合は条件を緩

和するとの但し書きもあり、実際にどのような運用がなされるのか現段階でははっきりしていません。母国で長年勤務したのち中国へ渡り活躍している熟練技術者、管理者など現地企業にとっては貴重な人材の雇用への影響などが懸念されます。既に試行期間に入っている地域では、上海市は就業証の申請は昨年まで旧規定での申請を受け付けるなど柔軟に対応していたようですが、他のある都市ではすでに新制度に移行したとの情報もあり4月の全国展開まで対応は統一されないことが予想されます。

ただし、諸外国でも同様の制度が多く存在するように、本制度の趣旨は外国人を排除することではなく、安定的な外国人人材を受け入れるための評価基準を明確にするためのものであり、過度に不安を抱くのではなく制度の正式開始までにしっかりと情報を収集し、冷静かつスケジュールに余裕を持った対応をすることが肝要であると思います。

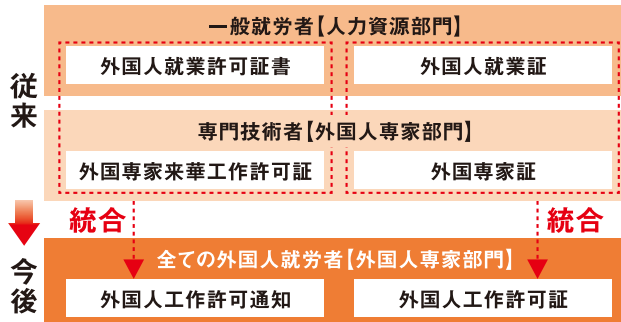
最後に

かつて安価な労働力を背景に世界の工場として経済を発展させていた中国も、今では所得水準が向上し、東南アジアやアフリカから出稼ぎ労働者が華南エリアなど各地へ押し寄せる時代となり、密入国や不法就労の問題も起きています。一方で今後イノベーション大国、製造強国への転換を目指す中国は、まだまだ日本や欧米など国外の技術力やノウハウを必要としており、外国企業が生み出す雇用や税収も当然重要です。外国人の受け入れは今後も歓迎しながらも、より中国が必要とする人材を求める方向に進んでいくようです。

（上海駐在員事務所 平田治郎）



【図②】外国人の就労申請手続きの統合



【新制度で新たに提出が求められる書類】

無犯罪記録の証明	最後に住民登録をした場所の都道府県警察署で発行(1~2週間) 海外居住者は日本領事館でも申請可能(2~3か月かかる見込み)
業務歴の証明	過去に勤務した企業が社印付きで発行
学歴の証明	外務省、中国大使館の認証が必要

(出所)外専発[2016]151号 「外国人来華工作許可制度試験実施方案」

【外国人工作許可通知】

中华人民共和国
外国人工作許可通知

姓: _____ 批准: _____ (国籍) _____ 先生/女士(护照号码: _____ 类别: _____ 工作许可编号: _____), 在中华人民共和国 _____ 省(自治区、直辖市) _____ 市(设区市) _____ 县(市、区) _____ 单位工作, 批准期限 _____ 月。

签发日期 _____ 年 _____ 月 _____ 日

随行家属共 _____ 人。
配偶姓名: _____
子女姓名: _____
其他人员: _____
本件自签发之日起6个月内有效, 不能作为签证或代替签证。

注意事項
1. 持本通知和申请材料向中华人民共和国驻外使领馆和外交部驻外使领馆申请办理。
2. 持本通知和申请材料向中华人民共和国驻外使领馆和外交部驻外使领馆申请办理。
3. 入境后30日内持本通知和中华人民共和国工作许可证书向当地公安机关出入境管理部门申请办理居留证件。

【外国人工作許可証】



【図③】外国人分類別の条件(いずれか1つにあてはまること)

下線部に該当する駐在員が多い

A類 ハイレベル人材 奨励	国内の人材誘致計画に選定された人材 国際的に認められた実績を持つ人材 市場が推進する奨励職位で必要とされる人材 専門技術、知的財産により出資し一定の条件を満たす創業者、代表者等 大学世界ランク200位内の博士以上をもつ35歳以下の青年 「点数評価制度」(別表参照)で85点以上	難易度は高い
B類 専門人材 需要に応じて調整	学士以上(大卒資格)、2年以上の業務経験があり一定条件(※1)を満たす 国内の高等教育機関で修士以上の学位を得た卒業生 国外のランキングトップ100(※2)以内の大学で修士以上の学位を得た卒業生 外国語教育人材で学士取得かつ2年の教務経験 「点数評価制度」(別表参照)で60点以上	多くの駐在員が該当する
C類 一般人材 厳しく制限	国务院関連部門が雇用を批准した、あるいは政府間協議により雇用する者 政府間協議に基づき実習、インターンを行う外国人 外国のハイレベル人材の中国業務に帯同し家事サービスを行う外国人 遠洋漁業など特殊領域での業務を行う外国人 季節性労働者に従事する外国人 その他、職位配分管理が行われる外国人	一般企業の雇用は対象外

- ※1 一定条件
- ☑特殊領域(教育、科学研究、報道、出版、文化、衛生、スポーツなど)で研究、教務、管理などを行う管理人員あるいは特殊技術人員
 - ☑政府間協議や国際組織間協議、貿易・工学技術協定に基づく人員
 - ☑国際組織の中国駐在代表機構が招聘した人員あるいは国外専門組織の中国駐在機構の代表者
 - ☑国外企業が派遣した中層以上の職位(董事長、総経理、副総経理など)を持つ人員もしくは中国代表機構の首席代表、代表
 - ☑各企業、事業単位、社会組織等から採用された外国人管理者あるいは専門技術者
- ※2 国外のランキングトップ100以内の大学
上海交通大学高等教育研究院が発表した直近5年間のリストにある大学

(出所)外専発[2016]151号 「外国人来華工作許可制度試験実施方案」

【図④】「点数評価制度」の点数表

【必要点数】 A類:85点以上 B類:60点以上

分類	条件	点数
中国国内の年収 【単位:万元】 (参考) 1万元は約17万円	45以上	20
	35~45未満	17
	25~35未満	14
	15~25未満	11
	7~15未満	8
	5~7未満	5
	5未満	0
学歴あるいは 国際職業資質認定	博士あるいは博士相当	20
	修士あるいは修士相当	15
	学士あるいは学士相当	10
業務経験	2年を超える場合1年ごとに1点加算	最大15
	2年	5
	2年未満	0
	9か月以上	15
中国国内での 年間就労時間	6~9か月未満	10
	3~6か月未満	5
	3か月未満	0

点数を上げるうえで重要な項目となる

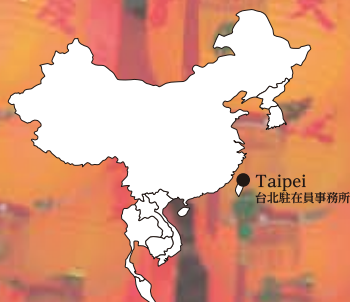
分類	条件	点数
中国語レベル HSK(漢語水平考試) HSK(漢語水平考試) 中国政府教育部が認定する中国語検定(1~6級)。世界各地で受験が可能。	5級以上	10
	4級	8
	3級	6
	2級	4
	1級	2
就労エリア	西部地区	10
	中部地区の国家級貧困県などの特別区域 上記以外	
年齢	18~25歳	10
	26歳~45歳	15
	46歳~55歳	10
	56歳~60歳	5
	60歳超	0
	世界トップ100大学卒業 世界500強企業での就労経験	5
有名大学卒あるいは 世界500強企業での就労経験	世界500強企業に就労	5
省級外国人管理部門の奨励点	地方経済と社会発展に求められる人材	0~10

(出所)外専発[2016]151号 「外国人来華工作許可制度試験実施方案」

Taipei Representative Office

ア ジ ア
駐 在 員
報 告

台湾新政権の政策



はじめに

台湾では2016年1月の総統選挙、立法委員選挙(日本の国会議員選挙に相当)で民主進歩党(以下、民進党)がいずれも勝利を収め、8年ぶりに政権を奪還しています。立法院では113議席中68議席を民進党が手中に収め、過半数の議席を初めて確保し、史上初の女性総統(蔡英文氏)誕生と共に「真の政権交代」に沸いたダブル選挙から1年が経ちましたが、新政権発足当初の民進党「完全執政」への期待感とは裏腹に経済政策や法改

正での足踏みが続いた結果、蔡總統の支持率低下に歯止めがかからない状況となっています(図表①)。

台湾民意基金会が2017年1月に発表した世論調査では、蔡英文總統の支持率は33.8%まで下落しており、2016年5月の就任時に比べ半分以上となっています。これは庶民レベルで景気回復を実感することが出来ず、新政権の経済政策実行力への不満を反映している状況と見られ、蔡政権は早くも正念場を迎えています。が、蔡英文氏は総統就任後、初めての民進党大会で、経済成長へ向けた産

業の刷新や年金制度改革、2025年までの脱原発など党が掲げた公約について実現への強い決意を改めて表明しており、今回は「台湾新政権の政策」について触れたいと思います。

台湾経済の現状

台湾経済は、輸出が対GDP比で約6割、輸出のうち中国大陆(香港含む)向けが約4割(図表②)、また輸出のうち電気機器輸出が約4割を占め(図表③)、「輸出、中国大陆、電子機器偏重」となっており、これらからの脱

却を行いながら新たな経済成長の原動力を探ることも必要な時期となっています。

そこで、新政権ではこれまでのように中国大陆に過度に依存する状態からの脱却を目指し、対外経済交流の強化と多元化を進める方針を発表しており、「新南向政策(東南アジア諸国やインドとの関係強化)」を提起すると共に、TPP(環太平洋戦略的経済連携協定)やRCEP(東アジア地域包括的経済連携)などの経済連携構想に積極的に参画する構えを見せています。



なお、蔡總統は政権交代を機に冷

え込みが鮮明になっている中国大陸との関係については、2016年10月の双十節（中華民国の建国記念日）の祝賀式典演説において「我々の立場は一貫している。圧力に屈せず、昔のように対抗の路線に戻ることはない」と述べ、5月の就任演説と同様に「現状維持」の姿勢を強調しています。中国からの圧力に屈することなく「現状維持」の立場を一貫することができの。2017年は真価が問われる年となりそうです。

次に、産業分野においては次世代を担う産業の育成に重点を置いており、「五大イノベーション研究開発計画（グリーンエネルギー科学技術イノベーション産業、アジアシリコンバレー、アジア太平洋バイオテクノロジー医薬研究開発産業センター、国防産業振興、スマート機械都市）」による新たな基幹産業の創出に力を入れています。

五大イノベーション 研究開発計画について

「五大イノベーション研究開発計画」は、国家発展委員会や經濟部によると、地域間でバランスの取れた発展にも重点が置かれており、以下その内容を簡単に紹介いたします。

① グリーンエネルギー科学技術イノベーション産業計画

台南の「沙崙グリーンエネルギー科学技術センター」をハブとして洋上風力発電や太陽光発電などの研究開発を進め、再生エネルギー分野での電力自由化も進めて民間参入を促し、再生エネルギーの比率を現在の4%から2025年には20%に高めることを目指しています。2016-2020年にかけて風力発電開発に毎年約100億台湾元（約370億円）以上、2021-2030年にかけて毎年約400億台湾元（約1,480億円）以上を投資し、中国鋼鉄と台湾電力など大企業の業界を跨いだアライ

アンス、台湾での実証実験、国内サプライ・チェーンとの連携による風力発電投資を推進し、台湾では電力の約14%を原子力発電が占める中、2025年までの脱原発を目標に掲げています。

② アジアシリコンバレー計画

国際空港のある桃園を中心にIoT、スマート技術のサプライ・チェーンを強化し、IoT産業クラスターの構築を目指しています。スマートシティでは、スマート物流、スマート交通、スマート医療などの応用の実用化を推進し、IoTスマートパークでは、スマート製造、スマートエネルギー、環境監視などの応用が推進されています。

③ アジア太平洋バイオテクノロジー医薬研究開発産業センター計画

台北南港バイオパーク、新竹竹北医療器材研究パーク、中部サイエンスパーク、南部サイエンスパークを中心にアジア太平洋地域でのバイオテクノロジー

ジー医薬研究開発産業センターを目指しています。製薬事業では、ジェネリック医薬品や新薬の研究開発に重点を置き、医療器材事業においては、医療器材の高付加価値化が推進されています。

④ 国防産業振興計画

航空宇宙産業は台中、台南、桃園、船舶造船産業は高雄、屏東、宜蘭、情報セキュリティ産業は台北、新竹を中心に国防産業の国産化を図り、航空宇宙、船舶、情報セキュリティ関連の設備、機械、材料等の産業発展に力を入れています。

⑤ スマート機械都市計画

台中を中心に世界のスマート機械都市づくりを目指し、ロボットやIoT、ビッグデータ等のスマート技術の開発、航空宇宙、半導体、機械設備、スマート交通、エコカー、エネルギー等の産業に応用可能なスマート・システム・トータル・ソリューションの開発が進められています。また、工作機械の

トータルソリューションによる東南アジアなどの市場への輸出も促進されています。

最後に

新政権発足後、台湾と中国大陆の兩岸関係には様々な変化が生じてきていますが、日本と台湾の関係は比較的良好で、日台民間租税取決めがなされ、日本への配当・利子・ロイヤリティ送金課税は20%から10%に引き下げられています(2017年1月からの租税に対して適用)。

また、近年は日本と台湾の人的往来も非常に活発で、2016年は延べ417万人(前年比+13.3%)の台湾人が日本を訪れ、190万人(前年比+16.5%)の日本人が台湾を訪れています(図表④)。台湾の人口が約2,349万人(2015年末時点)ということ踏まえ、多くの方々が頻繁に日本を訪れていることがわかります。

このように年間延べ600万人を

超える日台間の人的交流から相互理解が生まれ経済的な交流も盛んになるというのは自然な流れで、台北駐在員事務所は開設から約1年が経ちますが、日本からの来訪に加え、市場調査や専門家紹介等のご相談を日々いただいております。

今回のテーマでも触れた「五大イノベーション研究開発計画」では、世界市場において台湾企業の産業競争力強化も課題となる中、日本や欧米など先進国との連携強化にも言及されており、日本企業にとっては技術供与などアライアンスの面でビジネスチャンスが広がりそうです。

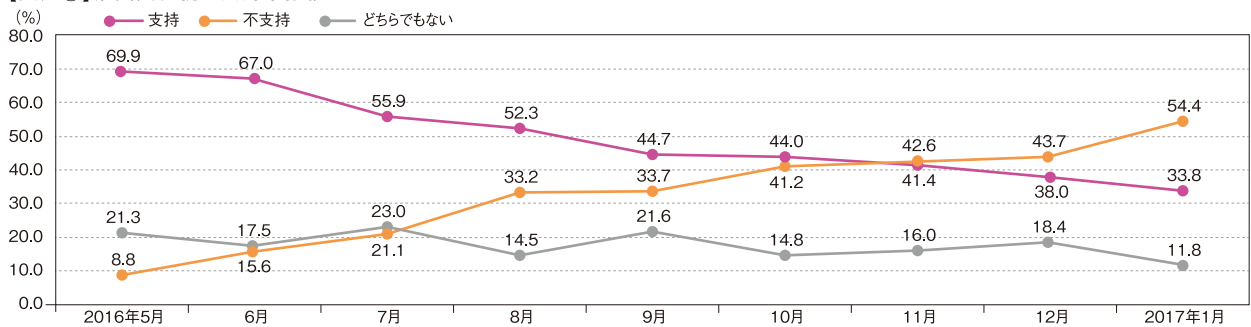
当事務所では、現地弁護士事務所や会計事務所、コンサル会社など様々な専門家の方々と情報ネットワークを構築しておりますので、是非お気軽にお問い合わせください。

(台北駐在員事務所 平山孝行)





【図表①】蔡英文總統の支持率推移



※無作為に抽出された20歳以上の市民に対し、電話によるアンケート調査を実施。2017年1月の調査は1月17日と18日の2日間実施し、有効回答数は1,078件。
(出所) 台湾民意基金会

【図表②】台湾の輸出主要国

	2013年	構成比	2014年	構成比	2015年	構成比
1	中国	26.8%	中国	26.2%	中国	25.4%
2	香港	12.9%	香港	13.6%	香港	13.6%
3	米国	10.7%	米国	11.1%	米国	12.2%
4	シンガポール	6.4%	シンガポール	6.5%	日本	6.9%
5	日本	6.3%	日本	6.3%	シンガポール	6.2%
	その他	37.0%	その他	36.3%	その他	35.8%
	合計	100.0%	合計	100.0%	合計	100.0%

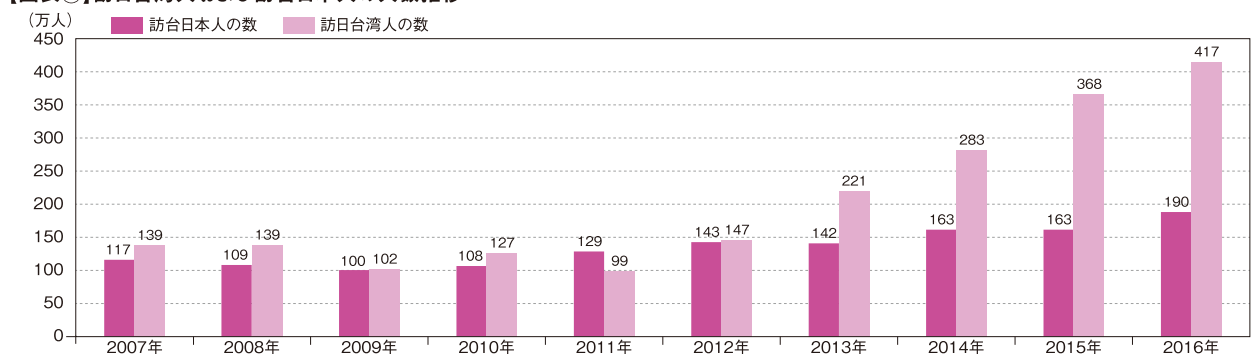
(出所) JETRO

【図表③】台湾の輸出品目トップ5

	2013年	構成比	2014年	構成比	2015年	構成比
1	一般および電子・電気機械	47.1%	一般および電子・電気機械	49.4%	一般および電子・電気機械	52.5%
	(うち電気機器および部品)	(37.4%)	(うち電気機器および部品)	(39.3%)	(うち電気機器および部品)	(42.1%)
2	化学品	15.1%	化学品	14.6%	化学品	13.9%
3	卑金属・同製品	9.0%	卑金属・同製品	9.2%	卑金属・同製品	9.0%
4	原油・鉱産物	7.8%	精密・光学機器	6.7%	精密・光学機器	5.8%
5	精密・光学機器	7.4%	原油・鉱産物	6.5%	原油・鉱産物	4.3%

(出所) JETRO

【図表④】訪日台湾人および訪台日本人の人数推移



(出所) 日本政府観光局、中華民国交通部観光局



海外進出 最前線

Representative Office

海外に進出されている福岡銀行瀬高支店のお取引先企業グループのご紹介です。

ハちゃん堂 株式会社ハちゃん堂

Hatchando Vietnam Co., Ltd (株式会社ハちゃん堂ベトナム)

1 はじめに

株式会社ハちゃん堂は、常に「最高の品質」を創造するよう研究努力を行い、製品を通じて豊かな食文化の創造に貢献する「との経営理念のもと、日本初となる『冷凍たこ焼き』、『冷凍焼きなす』を主力商品として、冷凍マンガ・冷凍たい焼き・皮なし冷凍みかん『むかん』などの商品を、業務用(料亭・ホテル・レストラン向け)および家庭用として製造・販売されています。

1977年に創業者である川邊会長が移動販売車両にて自営創業されたのを起源として、現在は福岡県南部のみやま市およびベトナム南部のホーチミン市に工場をかまえ、原材料の調達から商品の生産・流通に至るまでの各段階でのトレーサビリティを厳格に管理され、安全で品質の高い商品をご提供されています。

今回は、株式会社ハちゃん堂(以下、ハちゃん堂)の海外現地法人 Hatchando Vietnam Co., Ltd (以下、ハちゃん堂ベトナム)を訪問させて頂きました。

2 ベトナム進出の経緯と 現在の事業内容

日本でも有数の「なす」の栽培産地である福岡県で、特に作付面積・生産量が多いのが、本社工場がある瀬高地区です。ハちゃん堂は、1995年に、地元の名産である「博多なす」と自社の冷凍たこ焼きの製造技術を活用し、



「冷凍焼きなす」の製造を開始されました。しかし四季のある日本では、なすの調達が安定しなかったため、川邊会長が独自にベトナムを訪問され、気候・土壌をはじめとした綿密な事業の可能性調査（フィジビリティスタディ）および現地政府関係者・経営者とのネットワーク構築を経て、1996年に独資（親会社であるハちゃん堂の100%出資）にて、ベトナム南部のホーチミン市にハちゃん堂ベトナムを設立されました。

現在では、自社農場および生産委託を行っている農場から、一年を通して安定的に「なす」を調達し、自社工場にて手作業で焼き皮むきを行い、急速冷凍した商品を冷凍コンテナで全量日本向けに輸出しているといわれています。なす以外には、代表的な南国フルーツのひとつであるマンゴーも取り扱っているといわれています。

ハちゃん堂ベトナムでは、若くて比較的安全な労働力が豊富であるベトナムの特性を最大限活用され、自社農場で120名・自社工場で100名・事務所スタッフ30名の合計250名の現地ベトナム人を採用されています。設立当初は5名の日本人社員が駐在していたそうですが、『努力すれば良いポストに就ける』との方針の徹底が行われ、次々とやる気に満ちたベトナム人（特に女性）が生産・加工現場、品質管理、経理などの責任者として成長していったそうです。現在では、日本人は森副社長のみです。

3 今後の展開

ハちゃん堂では、ベトナム・ビジネスで培った生産・製造また人材育成のノウハウを活かし、今後も海外事業拡大を検討していく方針ということです。

生産に関しては、ベトナムも他のアセアン諸国同様に人件費が年々上昇傾向（最低賃金の上昇率は2016年が約12%、2017年は約7%）を続けており、ベトナムで労働集約型産業のメリットがいつまでも享受できる環境では無くなってきたという現状のことです。

また、現在は全量日本向けに輸出されていますが、世界的に日本食の人氣が高まり、アセアンでも日本食レストランが増しているなか、コールド・チェーン（冷凍・冷蔵貨物の品質を保持するための低温物流）がアセアン域内で未発達という問題点があります。今後はベトナムが積極的に関与・参加している自由貿易協定（アセアン経済共同体・東アジア地域包括的経済連携・ベトナムEU自由貿易協定など）を利用し、日本以外の国への商品の販路拡大も将来的には検討課題になっていくとのことでした。

5 最後に

ハちゃん堂ベトナムの進出されている『タントウアン工業団地』は、1992年に開発がはじまった国内初の輸出加工区であり、また国内で最も成功している輸出

加工区と言われています。現在、世界20カ国から約170社（日系企業約60社、台湾企業約50社など）が進出しています。

実は現在ベトナムでは、日本でのベトナム進出ブームとは反対に、より進出に積極的な韓国・台湾との取引を重視する傾向にあり（2016年のベトナム全体の輸出額の約25%はサムスン電子）、ベトナム現地企業の日系企業離れが早くも進んでいるような気がしています。アセアンでは日本以上に経営判断のスピードが求められています。

今回、貴重なお話を伺いし、1986年に発表されたドイモイ政策から10年後、今から約20年も前に、この国の成長性とその工業団地の発展可能性に着眼され、更に迅速に独資での進出を決定された川邊会長の判断力・行動力に感銘を受けました。また、森副社長の当地での奮闘ぶりを拝見するにあたり、ハちゃん堂のアジアでの更なる飛躍の可能性が感じられました。

（ホーチミン駐在員事務所 井上和彦）

PROFILE

現地法人：Hatchando Vietnam Co., Ltd
住 所：Road 15, Tan Thuan EPZ, Dist.7, Ho Chi Minh City, Viet Nam
T E L：+84-8-3770-1919
親 会 社：株式会社ハちゃん堂
住 所：福岡県みやま市山川町尾野736番地
T E L：0944-67-3123
F A X：0944-67-2838



▲ベトナム工場スタッフ（左から2番目が森副社長）



▲ベトナム工場外観



▲冷凍焼きなす



海外進出 最前線

Representative Office

海外に進出されている福岡銀行北九州営業部のお取引先企業グループのご紹介です。



株式会社マシン商会

シンガポール現地法人 MASHIN SHOKAI (SINGAPORE) PTE LTD.

1 はじめに

シンガポールはASEANのほぼ中心に位置する地理的優位性により、古くから欧州、アジア、豪州の貿易中継拠点として栄えてきました。現在でも年間約135千隻の船舶が入出港する、世界最大規模の貿易港で、世界中の海運関連企業がシンガポールに拠点を設けています。



MASHIN SHOKAI (SINGAPORE) PTE

「LD. (中村貴光取締役、以下当社) は、北九州市門司区に本社を置く株式会社マシン商会のグループ会社です。今回は、世界海運業界でも最大規模の集積地であるシンガポールにおいて、当地に寄港する船舶への船用品(船舶が甲板部・機関部等が必要とする消耗品)の供給、また各種船舶関連サービスの提供を生業とする当社を取材しました。

2 海外進出の経緯

40年前に始まった当社グループの海外ネットワーク構築はまず香港でした。当社は、香港に次ぐ海外2店目で、お取引先の勧めもあって今よりはまだ船用品業のシンガポール進出に制約があった1978年に開設しました。当社グループの海外進出は、お取引先海運会

社の船舶運行の諸事情を背景とした需要の変化に 대응する形で、現地対応の事務所を増設してネットワークの中に組み入れてきました。その結果、当社グループの海外事務所は、14都市にまで拡大しています。

3 進出後の現地人材育成

当社のシンガポールでの業歴は今年で38年目になります。これまで様々な困難がありました。今も昔と変わらないのは、お取引先から求められる業務の質をどのように従業員に伝えるか、という問題です。迅速に、時間通りに、正確に、という、日本では当たり前のサービスも、東南アジアでは、風習、文化の違いから、高いレベルのサービスになりがちで、特に、採用後、日の浅い従業員にとってはかなり高いハードルです。当社では、古参の社員が新人教育にあたっています。当社には、雇用の流動性が高いシンガポールでは珍しく、在職者33名のうち勤続20年以上の当地採用者は役員を含めて7名います。当然、彼らも初めのうちは若い社員同様であったことですが、『徒弟制度』が発揮され、今では若い社員のお手本、目標になっています。

4 今後の事業展開

グローバル化の流れの中で、当社においてもお取引先の需要についていく形で、利便性を感じてもらえるよう海外ネットワークを拡げてきました。経済発展が続くアジア地区において、今後とも更なる事業展開が望まれますが、そのためには、海外事業を統括する、日本側の人材育成も欠かせません。海外事務所と、日本とのコミュニケーションを円滑にするには、世界共通語である英語を使用する必要があります。北九州の本社において、社員の英語習得に力を入れており、実際に、英語を学び、使う人材が増えてきているとの事です。

5 最後に

かつては大陸貿易の拠点として栄華を誇った、北九州の門司で創業した当社グループは、日本の貿易拡大とともに、海外展開を進めてきました。当社は拠点開設のみならず、現地人材、日本人の育成、新商材の販売など、地道な改革を続けています。しかも、シンガポールにおいて、日系企業らしい顧客目線のサービスを、ローカル従業員主体で提供しています。『言うは易く行ふは難し』とは伝



▲左から中村Director、Lim Director、竹枝(チクシ)Manager

PROFILE

現地法人：MASHIN SHOKAI (SINGAPORE) PTE LTD.

住 所：14 Changi South Street
1 Singapore 486784

T E L：+65-6747-3591

親 会 社：株式会社マシン商会

住 所：北九州市門司区浜町12-26

T E L：093-331-5113

えられますが、果敢にチャレンジし、実行する当社の姿勢は、海外展開を考えておられる企業にとっても参考になるものと思われれます。
シンガポール駐在員事務所
(現：親和銀行本店営業部)

松園 貴義



▲当社外観



▲当社内倉庫